

平成二十七年内閣府・文部科学省・厚生労働省令
第七号

内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域
法第三十五条に規定する政令等規制事業に
係る主務省令の特例に関する措置を定める
命令

構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十
九号）第三十四条の規定に基づき、内閣府・文部
科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三
十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令
の特例に関する措置を定める命令を次のように定
める。

1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別
区域法（以下「法」という。）第二条第一項に
規定する構造改革特別区域内における公立幼保
連携型認定こども園（地方公共団体が設置する
幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関
する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す
る法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第
七項に規定する幼保連携型認定こども園をい
う。）をいう。以下同じ。）について、次に掲げ
る要件を満たしていることを認めて法第四条第
九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の
規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を
申請し、その認定を受けたときは、当該認定の
日以後は、当該認定に係る公立幼保連携型認定
こども園は、幼保連携型認定こども園の学級の
編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成
二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第
一号）第十三条第一項において読み替えて準用
する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十一条
第一項の規定にかかわらず、公立幼保連携型認
定こども園における給食の外部搬入方式の容認
事業（公立幼保連携型認定こども園外で調理し
搬入する方法により当該公立幼保連携型認定こ
ども園の満三歳未満の園児（就学前の子どもに
関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関
する法律第十四条第六項に規定する園児をい
う。以下同じ。）に対して食事の提供を行う事
業をいう。附則第三項において同じ。）を実施
することができる。

一 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責
任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、
その管理者が、衛生面、栄養面等業務上
必要な注意を果たし得るような体制及び調理
業務の受託者との契約内容が確保されている
こと。

二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の
施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の
栄養士により、献立等について栄養の観点か
らの指導を受けられる体制にある等、栄養教
諭その他の栄養士による必要な配慮が行われ
ること。

三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型
認定こども園における給食の趣旨を十分に認
識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に
遂行できる能力を有する者とする。

四 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並
びに健康状態に応じた食事の提供や、アレ
ルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素
量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、
回数及び時機に適切に応じることができ
ること。

五 食を通じて園児の健全育成を図る観点か
ら、園児の発育及び発達の過程に応じて食に
関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計
画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 前項の場合において、同項に規定する公立幼
保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こ
ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に
関する基準第七條第一項の規定にかかわらず、調
理室を備えないことができる。この場合におい
て、当該公立幼保連携型認定こども園は、満三
歳未満の園児に対する食事の提供について前項
に規定する方法によることとしてもなお当該公
立幼保連携型認定こども園において行うことが
必要な調理のための加熱、保存等の調理機能
を有する設備を備えなければならない。

附 則 抄
（施行期日）

1 この命令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年八月一九日内閣府・文
部科学省・厚生労働省令第二号）

この命令は、構造改革特別区域法の一部を改
正する法律の施行の日（令和四年八月三十一
日）から施行する。

附 則 （令和五年三月三十一日内閣府・文
部科学省・厚生労働省令第二号）

（施行期日）

1 この命令は、令和五年四月一日から施行す
る。

（経過措置）

2 この命令の施行の日（以下「施行日」とい
う。）前に、地方公共団体が、その設定する構

造改革特別区域法第二条第一項に規定する構造
改革特別区域内における公立幼保連携型認定こ
ども園（内閣府・文部科学省・厚生労働省関係
構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令
等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置
を定める命令第一項に規定する公立幼保連携型
認定こども園をいう。以下同じ。）について、
第三条の規定による改正前の内閣府・文部科学
省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十
五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令
の特例に関する措置を定める命令（以下「旧
令」という。）第一項の認定を受けた場合（旧
令附則第三項の規定により旧令第一項の認定を
受けて公立幼保連携型認定こども園における給
食の外部搬入方式の容認事業を行っているもの
とみなされた場合を含む。）は、当該認定に係
る公立幼保連携型認定こども園は、施行日以後
も、旧令第一項に規定する公立幼保連携型認定
こども園における給食の外部搬入方式の容認事
業をなお従前の例により実施することができる。

3 この命令の施行の際現にされている旧令第一
項の認定の申請は、この命令による改正後の内
閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三
十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省
令の特例に関する措置を定める命令第一項の認
定の申請とみなす。